

階層区分	世帯の課税状況		3号認定(0~2歳児クラス) ※4月1日時点で0~2歳		2号認定(3~5歳児クラス) ※4月1日時点で3~5歳		1号認定
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による支援給付受給世帯		0	0	保育料 0 給食費 免除	保育料 0 給食費 免除	
第2階層	非課税世帯		0	0			
第3階層	48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 13,000 第2子 0	第1子 12,800 第2子 0			
第4-1階層	48,600円以上	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第4-2階層	57,700円未満	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第4-3階層	57,700円以上	ひとり親世帯等	第1子 5,900 第2子 0	第1子 5,900 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第5階層	77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第6階層	77,101円以上	ひとり親世帯等	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 21,000 第2子 0	第1子 20,700 第2子 0			
第7階層	97,000円未満	ひとり親世帯等	第1子 29,000 第2子 0	第1子 28,600 第2子 0			
		上記以外の世帯	第1子 29,000 第2子 0	第1子 28,600 第2子 0			
第8階層	169,000円未満	ひとり親世帯等	38,000 (19,000)	37,400 (18,700)			
		上記以外の世帯	46,000 (23,000)	45,300 (22,650)			
第8階層	301,000円未満	ひとり親世帯等	53,000 (26,500)	52,100 (26,050)			
		上記以外の世帯	53,000 (26,500)	52,100 (26,050)			

※保育料は父母の市町村民税所得割額（住宅取得控除等の特別控除前の課税額）により算定されますが、父母の所得状況等により祖父母の税額を含める場合があります。

市民税が未申告の方等は、最大階層（第8階層）となります。

※第3子以降の保育料について

全ての階層の世帯において無償となります。

※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居家族がいる場合等対象外となる場合があります）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。

多子計算のカウントの方法

◆第6階層以上の世帯◆

※ただし、下記の基準に関わらず第3子以降の保育料は無償となります



※表中（）の金額について

同一世帯から2人以上の児童が保育施設等へ同時に入所している場合、入所している子どもの内、年齢が高い順に第1子、第2子とカウントし、第2子は半額となります（小学1年生以上はカウントしない）。

また、入園児童のきょうだい児（就学前年齢）が保育園・幼保園・認定こども園・小規模保育園以外の施設に在籍している場合は在籍証明書を提出してください。

◆第5階層以下（年収約640万円未満相当）の世帯◆



※第5階層以下の世帯においては、入所児童に保護者と生計を同一にする兄または姉がいる場合、その年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします（小学1年生以上もカウントする）。